

## 令和5年度税制改正要望事項（案）

一般社団法人 諏訪法人会

我国に於いては、新型コロナウイルス感染拡大阻止と社会経済活動の両立に向けての環境整備が急務であり、地域経済や中小企業が将来に希望を持てる成長戦略が望まれるところです。国際情勢においても不安定な状況となり、内外とも国の経済、企業運営に影響を及ぼす要因が尽きない状況となっています。こうした厳しい環境下において、コロナ禍を克服し、再び事業活動を活性化させるためにも国民や事業者の行動変容が必要になってきています。

当分の間は歳出拡大局面が続くことが想定されますが、財政健全化は安易な増税によらず、イノベーションや生産性向上等への挑戦支援により持続的な経済成長を実現するとともに、社会保障制度改革等による歳出削減を強く要望する処です。

税に関しては、税制改正を通じ「コロナ禍で困窮する中小企業等の事業継続、雇用維持」と「ポストコロナへのビジネス変革等への挑戦」を強力に後押し、企業の繁栄、地域経済の再生、日本の安定成長の同時実現に向け提言してまいります。

### <税・行財政改革>

- ・財政悪化の主因である「受益」と「負担」のアンバランスに対し、「中福祉・低負担」から財政規模を縮小し「小さな政府」を目指し、「中福祉・中負担」へ転換すべきである。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大によりデジタル化の遅れに加え、国と地方の曖昧な責任、権限など日本の統治機構の弱点も浮き彫りとなった。まず官僚が既得権の壁を越え、臨機応変な対応をすべきである。
- ・国、地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制、政治資金規正法等、目標数値を提示し確実に行財政改革を断行すべきである。
- ・議員の経費支出について、「文書通信交通滞在費」「立法事務費」等は撤廃し、必要経費は一般企業と同様に会計帳簿、領収書等を開示した上精算処理すべきである。（呼称変更予定）
- ・政府と議会は、「先ず隗より始めよ」の精神に基づき、まず議員自ら身を削るなどして行政改革を徹底すべきである。結果、国民から理解を得られ、優秀な人材も集まる。
- ・特別会計・補正予算に盛り込まれた予備費や独立行政法人の内容等資金使途を厳しくチェックした上開示すべきである。
- ・歳出面では、国、地方の一体改革により地方交付税の見直し、公務員給与、地方議員給与等の見直しを行い、財政スリム化に向けた施策を組むべきである。
- ・三位一体改革「地方に出来ることは地方に」という基本理念の下、国の関与を少なくし、地方の権限、責任を拡大し、地方分権を推進すべきである。国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として改革推進すべきである。（広域行政の在り方を再検討）
- ・財政面でより広い区割りで互いに弱点を補えるような「行政区間」を設定することで税金の無駄はなくなる。
- ・交際費課税に関しては、冗費・濫費の抑制と企業の資本蓄積が目的で導入され60年以上経った現在、コロナ禍後を見据え、一定期間全額損金算入を認め、交際費として課税されない飲食費の上限についても5千円以下から1万円程度に引き上げるなど特例措置の見直しを図るべきである。（事業者救済）

## <社会保障制度（5つの機能：年金・医療・雇用・労災・介護）>

- ・高齢者の負担を所得や能力に応じた、応益負担の原則によりお願いすべきである。
- ・地域医療体制、広域医療体制において規制が多すぎる。また最終、国の財政支援が頼りになっている。地方の自主対策に対して、国は地方に沿った効率的な支援策を講じるべきである。
- ・新型コロナの対処を教訓に、診療報酬、薬価など大胆に規制緩和を伴う改革が必要である。
- ・中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を止め、経済成長を阻止しないような制度の確立が必要である。
- ・少子化対策として、女性の活躍促進、子育て世代への支援拡充を中長期的に検討すべきである。若者世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や子育て費用に係る税制措置の創設等、税による恒久財源で賄うべきである。

## <経済活性化と中小企業対策>

- ・印紙税、石油、嗜好品に課せられる税（酒税等）、その他不動産取得税、ゴルフ利用税など二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課せられる消費課税を抜本的に見直すべきである。
- ・事業所税は固定資産税との二重負担であり、新規事業や事業所の立地の阻害になる。早急に廃止すべきである。
- ・企業の前向きな設備投資や賃上げを阻害する償却資産に係る固定資産税は廃止すべきである。
- ・地方自治体による法人への地方税負担（超過課税・独自課税）について、税収の使途の十分な説明もなく安易に課税すべきでない。
- ・租税特別措置法に基づく支援措置（中小企業等強化法等）は、都合により肥大化、複雑化している。中小事業者にとって理解と協力が得られるよう適用制限の見直し等、簡素で利用しやすいものとするべきである。
- ・事業承継税制に関して事業用資産を他の一般資産と切り離した上、事業用資産への課税軽減あるいは免除をすべきである。
- ・役員給与については、税法上3類型（定期定額・事前確定届出・業績連動）以外損金算入は認められず、また通常改定においても期限の制約があり、赤字法人増大の原因となっている。弾力的かつ機動的な仕組みにすべきである。
- ・所得拡大促進税制（賃上げ税制）が適用期限延長、控除率の引き上げ等拡充したが、大手黒字企業に該当するものであり、赤字中小企業でも適用になるような解りやすい制度設計も必要である。また個人所得税の分野でも、学び直しを人的投資と捉えての対応が必要である。

## <その他>

- ・消費税の軽減税率見直し、もしくは廃止。
- ・マイナンバーカードの活用推進、DX化に伴う、各種事務手続きの簡素化を図る上でもっと利便性に配慮すべきである。
- ・幼少期から継続的且つ段階的に租税教育の場を増やし、租税に関する正しい知識が身に付けられるようなシステムの構築が必要である。